

明治仏教の一軌跡

——高木顕明の行実——

泉 惠 機

一 新資料の発見

高木顕明（一八六四—一九一四）は、いわゆる幸徳事件とも呼ばれる大逆事件に連座し、死刑判決を受け、やがて獄中に自死した和歌山県新宮市の大谷派浄泉寺の住職であった。

彼は、愛知県の真宗門徒の家に生まれ、十代半ばで得度し、その後一八九七年に和歌山県新宮の浄泉寺に入り、二年後に住職となった。それ以後、無実の罪で大逆事件に連座し、大谷派から住職を差免（一九一〇年十一月十日）せられ、また判決と同時に擯斥せられる（一九一一年一月十八日）まで、浄泉寺をあくまで門徒と共に真摯な歩み続けた。そして、無期懲役に減刑され、秋田監獄に収監され、三年後の一九一四年六月二十四日、獄中で縊死し

た。

大逆事件研究は、太平洋戦争敗戦まではタブーであったと言つてよい。戦後になってようやく「解禁」され、特に一九六一年に坂本清馬らによる再審請求が行われた前後から、一気に多くの研究成果が公表されてきた。

しかしその多くは、事件の中心に位置している幸徳秋水、大石誠之助、内山愚童などに焦点が当てられ、連座者の中ではいわばマイナーな存在である高木顕明については、伊串英治氏、吉田久一氏等の先行研究があるのみであるが、それらにおいても、彼の生涯の行跡さえ十分には解明されてはいない。

その背景には、顕明自身が書き残したものが「余が社会主義」と題する小論のみであるという事情に加えて、大逆事件という事件の特異性により、多くの史料が隠滅せられてしまったことや、裁判記録さえほとんど見ることができないという事情などがあり、高木顕明に関する研究のみならず、大逆事件研究そのものが多くの困難をかかえている。そういう中で顕明に関する新史料が、一九九六年夏に発見された。それは、大逆事件の裁判が行われている頃、大谷派本山が新宮に調査員を派遣して顕明に関する調査を行った時の、調査員による復命書の下書きである。

事件に連座した顕明に対する大谷派の処遇としては、從來「擯斥」処分処したことが以外は明らかになつていなかったが、一九九五年度の真総研の一般研究において本山の資料調査を行い、予審が終了し予審判事による意見書が大審院長に提出された頃に住職を「差免」したことが判明した。

だが、逮捕、起訴、特別裁判、判決という過程で、本山が、国家との関係に苦慮しながらどのような対応をなしたのかは、全く判らなかつた。そのため、本山は顕明についての調査さえ行わずに擯斥処分を行った、というような憶測も生まれた。

今回の「復命書」の下書きの発見は、その間の事情の一端が判明したという意味でも、顕明研究において非常に大きな意味をもつものであった。

それと同時に、いままで不明であつたり不確かであつた顕明の住職としての在り方や近隣の仏教寺院との関係、家庭の有り様、逮捕後の浄泉寺の動きなどについて、多くの事柄が明確になつた。今回の学会の発表では、本山の許可を得て、はじめてこの「復命書」を用いることができた。「復命書」そのものは、『真宗総合研究所 紀要』第十三号に抄録した。

二 被差別部落との出会いと大逆事件連座

高木顕明は、一八九九年に新宮浄泉寺の住職に正式に就任したが、この寺は部落内寺院ではないが、被差別部落の門徒が全門徒中で三分の二くらいを占める寺であつた。ここで顕明は、はじめて被差別部落の人々と向き合うことになつた。新宮キリスト教会の牧師であり顕明の友人であつた沖野岩三郎の「彼の僧」(『煉瓦の雨』所収)には、浄泉寺に入った頃の顕明が、被差別部落に対して強い感覚的拒否感をもつていたこと、従つて一種肉体化した差別意識をもつていた様子が描かれている。

そういう自己の在り方を、真宗の教えを聞き、住職としての使命感を感じる事の中から克服し、これらの被差別者と共に生きる道を、生活を挙げて模索していったところに、明治期の仏教界において特筆すべき存在としての顕明の姿がある。

当時の被差別部落は、資本力をもたぬままに、いわゆる解放令によつて資本主義の自由競争の中に投げ出された結果、差別が制度化されていた近世よりも、経済的には極度に困難な時期にあつた。部落における自主的解放運動はいまだ無く、行政の施策もない時期である。当時顕明の身近

(泉)

にいた何人かの人々の記録によれば、下駄直しやどぶ浚えなどでわずかの日銭を稼いでいるこれらの人々から布施をもらって生活することに、強い罪悪感を感じており、部落の子供を集めて勉強を教え学用品も買ひ与えていたという。また頻繁に被差別部落に寝泊まりし、かれらの生活に同苦していこうとしていたことが伝えられている。また、ある部落差別事件をきっかけに、新宮キリスト教会に集まる人々と共に虚心会という、被差別部落の人々との一種の親睦会を数年間にわたって開催したことも記録されている。

顕明の住職としての実績のなかで注目せられるのは、非戦論を唱え、実行したことと、廃娼運動を行ったことであるが、これらも、顕明においては被差別部落の人々との関係の中から生まれた行動であった。

裁判記録によると、彼は内村鑑三の人格を尊敬し、その非戦論に影響されたといっているが、戦争のための増税による部落の人々に対する貧困への追い打ちを見るに忍びない心情が、非戦論の小論である「余が社会主義」を書かせたのであり、また新宮仏教会の呼びかけによる戦捷記念碑建設への反対を生んだのである。

廃娼についても、一般的にも貧困による身売りが行われていた当時、被差別部落においては、他の地域よりも多く

公娼等に売られていく娘があったと言われている。明治三〇年代の終わり頃、それまで群馬県と並んで公娼の無い県であった和歌山県に遊郭を作る動きが起こり、それを新宮に設置するという案が県議会で可決された。この遊郭設置については、田辺の牟婁新報等において、社会主義者たちを中心にして反対の論陣がはられたが、当時牟婁新報の記者として荒畑寒村や大逆事件で刑死した菅野須賀子がおり、毛利柴庵や大石誠之助などが反対の声を挙げ、顕明もこれに同調している。

このように高木顕明の非戦の主調も廃娼運動も、被差別部落の人々の生活の苦しみ、差別と貧困に「同情」するところからとった行動であったが、やがて大逆事件への連座を生んだ理由の背景にはこれらの事があったのである。

顕明は、社会主義者を称していた大石誠之助が幸徳秋水等とともに天皇暗殺の計画をした等という、国家権力がフリュームアップした「陰謀」に加担したという科によって、逮捕された。

もう少し具体的にいえば、顕明は当初から大逆罪に問われたのではない。家宅捜索で魚をとるためのダイナマイトを押収されて当初「爆発物取締罰則違反」で起訴された成石平四郎の証人として拘引されたのである。何度かの証人

訊問の結果、顕明が平民新聞など社会主義関係の新聞、雑誌を講読していたこと、一九〇八年夏に幸徳が新宮に來た際、その演説会に浄泉寺の本堂を提供したことや大石誠之助と足繁く交際していたこと、一九〇九年一月に大石誠之助から天皇暗殺の計画を、峯尾節堂、崎久保誓一、成石平四郎等とともに聞かされ同意したとされたこと等によつて、刑法第七十三條の大逆罪によつて起訴されたのである。

被差別部落の人々に接近すること自体が嫌悪されていた当時、顕明の思いを理解してくれる人々は、少なくとも新宮の仏教寺院関係者の中には無く、彼の理解者、協力者は、クリスチャンと社会主義者たちしか無かつたのである。殊に非戦論については、開戦論に国中が沸いている中で「国賊」呼ばわりされる事柄であり、大谷派も教団挙げて戦争協力を叫んでいた。そのような状況の中では、非戦論を堂々と掲げる社会主義や一部のクリスチャンに共感を寄せるのは当然であつたと思われる。被差別部落に接近すればするだけ孤立し、孤立すればするほど社会主義に傾斜するという事であつたであらう。そこに、彼が「逆徒」として死刑判決を受けるに至つた理由と背景がある。

しかも彼は、いわゆる科学的社会主義者と目される人ではなく、「余が社会主義」に彼自身が述べるように、浄土

真宗の教えに忠実に、仏の教えたもうたように誠実に生きようとした人であり、そのことが生んだ大逆事件への連座であつた。

その意味で、高木顕明の行跡は明治仏教の特異な一つの軌跡として、誠実な仏教者の一軌跡として、記録されるべきものであるう。